#### 資産等報告書

年 月 日

堺市議会議長 様

L⊞ -⊟	一学关	$\wedge$	辛辛	旦
邩口	5議	云	譲	貝

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

#### 1 土地

所在	種別	面積	固定資産税の 課 税 標 準 額	摘要
		$\mathrm{m}^2$	H	

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2	建物の配有な	・日的レオス	くましたなり	は土地の賃借権
$\sim$	XH121V21111H 7	U H 7 ( 9 %	ナカウ しが形 人	(A. L. 2007)

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	$\mathrm{m}^2$	

#### 注意

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

#### 3 建物

所在	種別	床面積	固定資産税の 課 税 標 準 額	摘要
		$\mathrm{m}^2$	円	

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4	償却資産である不動産	(固定資産税の課税標準額が300,	000円以上のものに限
7	5。)		

資産の名称	固定資産税の 課 税 標 準 額	摘要

### 注意

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 固定資産税の課税標準額は、価額の区分を記入する。
- 5 預金・貯金
- (1) 当座及び普通預金・普通貯金(総額が300,000円以上のものに限る。)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
預入先	総額

注意 総額は、価額の区分を記入する。

(2) その他の預金・貯金

預入先	種類	総額
		P

注意 種類の欄には、預入先ごとに種類を記入する。

6	金銭信託
U	亚蚁口吐

信託先	種類	元本の総額
		円

注意 種類の欄には、信託先ごとに種類を記入する。

# 7 有価証券

## (1) 国債証券

額面金額の総額	
	円

## (2) 地方債証券

銘柄	額面金額の総額
	円

## (3) 社債券

銘柄	額面金額の総額
	円

## (4) 株券

銘柄	株数
	株

(5)	その	(抽
10/	( 0 )	, III.3

銘柄	額面金額の総額
	円

8 本人が日常生活の用に供している自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が 1,000,00円を超えるものに限る。)

項目	種類	数量

- 1 項目欄には、自動車、船舶、航空機及び美術工芸品の別を記入する。
- 2 種類欄には、次の内容を記入する。
  - (1) 自動車は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。
  - (2) 船舶は、汽船、帆船及びその他の別を記入する。
  - (3) 航空機は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。
  - (4) 美術工芸品は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

9 本人が日常生活の用に供しているものを除く動産(取得価額が300,000円以上のものに限る。)

項目	種類	数量	取得価額

- 1 項目欄には、自動車、船舶、航空機、美術工芸品及びその他の別を記入する。
- 2 種類欄には、次の内容を記入する。
  - (1) 自動車は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。
  - (2) 船舶は、汽船、帆船及びその他の別を記入する。
  - (3) 航空機は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。
  - (4) 美術工芸品は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。
  - (5) その他は、コピー機等の当該動産の名称を記入する。
- 3 取得価額は、価額の区分を記入する。

1	1 0 ゴルフ場の利用に関する権利 (譲渡することができるものに限る。)		
		ゴルフ場	景の名称
1	1	貸付金(生計を一にする親族に対するもの	のを除く。)
		貸付先	貸付金の総額
			円
1	2	借入金(生計を一にする親族からのもの	を除く。)
		借入元	借入金の総額
			円
1	3	現金(金額が300,000円以上のもの	のに限る。)
		総	額
	注意	* 総額は、価額の区分を記入する。	

1	4	その他の債権で、	金額が300,	0 0 0	円以上のもの	(親族間のものを除く。)	
		P	勺容			価額の区分	
1	5	その他の債務で、	金額が300,	0 0 0	円以上のもの	(親族間のものを除く。)	
		P	勺容			価額の区分	

#### 所得等報告書

年 月 日

堺市議会議長 様

坝	市	議	仝	議	昌
クルト	111	D4757	I	077	▭

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

## 1 前年分の所得

	区分	所得金額	基因となった事実
	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
総合課税	配当所得		
課税	給与所得		
	維所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
分	長期譲渡所得		
分離課税	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
祝	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林	所得		

注意 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が1,000,000円を超える ものについてはその基因となった事実を記入する。 2 前年中の収入(金額が30,000円未満のものを除く。)

収入の区分	出所	金額
		円
給 与		
T7.14. A		
配当金		
411 7		
利子		
賃貸料		
謝礼金		
2.0.14h		
その他		

3 育	前年中の贈	与によ	ŋ	取得	した財産
-----	-------	-----	---	----	------

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

4 前年中の利益の供与(価額が10,000円未満のものを除く。)

相手方	基因となった事実	価額
		円

注意 婚礼、葬儀等その他の社会的儀礼に係る贈与で社会通念上相当であると認められるものを除く。

5 前年中のもてなし(価額が50,000円未満のものを除く。)

相手方	基因となった事実	価額
		円

注意 婚礼、葬儀等その他の社会的儀礼に係るもてなしで社会通念上相当であると認められるものを除く。

#### 関連会社等報告書

年 月 日

堺市議会議長 様

堺ī	Ħ	辛生	$\triangle$	辛生	吕
りわし	11	硪	$\overline{\Delta}$	舐	貝

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

#### 1 報酬のあるもの

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名

- 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

#### 2 報酬のないもの

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名

- 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。
- 3 議員が、その職を退いた後の雇用に関する契約その他取決め

取決めの相手方	取決めの条件

#### 資産取引報告書

年 月 日

堺市議会議長 様

## 堺市議会議員

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

前年の資産の取引(取引価額が300,000円以上のものに限る。)

区分	取引の明細	期日	取引価額
国債証券			
地方債証券			
社 債 券			
株券			
その他の有価証券			
先 物 商 品			
不動産権益			

注意 取引価額は、価額の区分を記入する。

## 訂正届

年 月 日

堺市議会議長 様

堺	市議会議	$\equiv$
~//	1111048/12 048/1	

(届出者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会議員の倫理に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり訂正します。

訂正する報告	言書の名称	
訂 正	箇 所	
<b>オエの中</b> 療	訂正前	
訂正の内容	訂正後	
訂 正 の	原因	

調	査	請	求	書
글벌	ALX	三古	///	<b>=</b>
ᄗᄼᄓ	_=.	88	<b>✓</b>  \	

年 月 日

堺 市 長 様

請求者 住所

氏名

電話番号

堺市議会議員の倫理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

記

- 1 疑義があると認める資産報告書の表示
  - (1) 報告書の年 年資産報告書
  - (2) 報告者氏名
  - (3) 疑義の箇所
- 2 疑義の内容
- 3 添付資料の表示